

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松南部地区(上雨屋)	令和4年3月18日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	38.59 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	34.37 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	2.02 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.02 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.70 h a
(備考)	

## 2 対象地区の課題

<p><b>■人</b>  ○集落内農地については、園芸作物等畑地での経営可能な中心経営体の確立が必要である。  ○中心経営体及び引受可能面積の充実性はあるが、より長期的視点を考慮すると後継者を含めた若手就農者の参画が求められる。</p>
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p><b>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</b>  ○プランに位置付けられた中心経営体へ農地中間管理機構を活用して貸借を進めていく。  ○農地中間管理機構を活用した貸借を原則とするが、ケースによって、双方の意向を尊重しながら、農業委員会の利用権設定と農地中間管理機構を併用していく。  ○農地のうち、畑地の利用維持を継続するための有効活用について検討していく。</p>
---

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 多面的機能支払制度への取り組みの継続

- 農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成のため、多面的機能支払制度に継続して取り組む。
- 組織体制や保全活動については中心経営体だけでなく、集落全体で可能な範囲で協力をいただき、運営していく。

② 鳥獣被害防止対策の取組方針

- 鳥獣による農作物の被害が増加していることから、中心経営体を中心に集落内で情報共有を図る。また、電気柵や侵入防止柵の設置等の有害鳥獣対策の構築に向けて検討を進める。
- 被害を受けた場所や農作物等を記載した鳥獣害被害マップの作成を行い、情報共有を行う。

③ 畑地の有効活用について

- 集落外の農業従事者や新規就農者を広く募集するなど集落で協力して農地あっせんを検討していく。
- また、集落内の認定農業者で協力し、畑地を整備し可能な範囲でリタイヤされた高齢者の方と協力して園芸作物の栽培・収穫・販売などを行うことも方針の一つとして提案していく。

④ 新たな担い手の育成・確保

- 集落内における新たな担い手の育成・確保について、検討していく。
- 集落外の認定農業者が協力して新規就農者や若手農業者を中心経営体として位置づけることを検討していく。